

高年齢者等職業安定対策基本方針の概要

高年齢者等職業安定対策基本方針（以下「基本方針」という）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第6条の規定に基づき、これまで、平成2年12月と平成7年3月、平成12年9月に策定されている。

今般、昨年6月の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正等を踏まえて、平成17年度から平成24年度までの8年間を対象期間として、新たに基本方針を策定することとした。

基本方針の概要は、以下のとおりである。

1．高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項

平成25年3月末までに、すべての企業において、高年齢者雇用確保措置のいずれかの措置が講じられ、高年齢者が、その意欲と能力に応じて65歳まで働くことができる環境の整備を図る。

また、再就職促進対策の強化を図るとともに、高年齢者の多様なニーズに対応した雇用就業機会の確保を図る。

2．事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項

- (1) 事業主は、高年齢者の意欲及び能力に応じた雇用機会の確保等のため、募集採用時の年齢制限の是正、職業能力の開発及び向上、作業施設の改善、高年齢者の職域の拡大等、諸条件の整備に努めるものとする。
- (2) 65歳未満定年の定めをしている事業主は、高年齢者雇用確保措置の実施、高年齢者の雇用の確保に必要な場合における賃金・人事処遇制度の見直し等の推進に努めるものとする。
- (3) 事業主は、定年、解雇等により離職することとなっている高年齢者等が再就職を希望するときは、求職活動支援書の作成や、求職活動のための休暇の付与等を通じて積極的に支援すること等により、その再就職の援助に努めるものとする。
- (4) 事業主は、職業生活の設計に必要な情報の提供、職業生活設計を踏まえたキャリア形成の支援等を通じて、その雇用する労働者の高齢期における職業生活の設計について効果的な援助を行うよう努めるものとする。

3．高年齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

- (1) 高年齢者雇用確保措置が、各企業の労使の十分な協議の下に、適切かつ有効に実施されるよう、指針の周知徹底や、高年齢者雇用確保措置に係る助言及び指導、助成制度の効果的な活用等の事項に重点をおいて施策を展開する。
- (2) 高年齢者等の再就職の促進のため、指針の周知徹底、求職活動支援書に係る助言等、助成制度の有効的な活用等を図る。
- (3) その他、高年齢者等の職業の安定を図るため、職業生活設計の援助に係る指導、職業能力開発の機会の確保のための援助、労働時間対策の推進、多様な就業機会の確保及び社会参加の促進等を図る。